

令和 8 年 1 月 5 日制定

白山工業株式会社

公的研究費等の不正防止計画

白山工業株式会社では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正、文部科学省）を踏まえ、研究活動における不正行為を防止し、公的研究費の適正な管理・運営を確保するため、次のとおり不正防止計画を策定する。

1. 責任体系の明確化

不正発生要因	不正防止対策/計画
責任体系の周知が不十分になってしまう	研究に関する各種規程等をホームページ等で公開し、責任者とその責任範囲・権限について内外に周知する。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生要因	不正防止対策/計画
コンプライアンスに対する関係者意識の希薄化してしまう	関係者に対するコンプライアンス教育等を 3 年に 1 回実施するとともに不正を行わない旨の誓約書も同時に提出させる。
事務処理ルールの周知が不十分になってしまう	公的研究費の管理・運用構成員に対して、コンプライアンス教育を確実に実施するとともに、経理 G が事務処理についての説明も実施する。

3. 公的研究費の適切な執行と管理

不正発生要因	不正防止対策/計画
発注・検収体制の不備が起こってしまう	検収は必ず発注当事者以外の者が立ち会い、写真または文書での記録を確実に残す。
出張の事実確認の不備が起こってしまう	研究に関する出張時には、当該出張の用件・訪問先等を記載した事前申請及び報告書をシステム上で提出させ、上長及び経理 G が確認する。

4. モニタリング

不正発生要因	不正防止対策/計画
モニタリング体制の未整備、監査体制が不十分になってしまう	監査体制の確認、不正防止計画のモニタリングを年 1 回行い、必要に応じて見直し、定期的に内部監査を実施する。ただし、直近の会計年度で公的研究費による活動がない場合はこの限りでない。